

岸和田市立公民館及び青少年会館再編基本方針 【概要版】

策定の目的

社会教育施設の老朽化や施設の維持管理のための財源不足等により、社会教育の効果的な普及促進や、住民の主体的な学習活動の支援、地域活動環境の整備が制約を受けるなどの課題が生じています。

社会教育に求められる役割を踏まえ、今後の社会情勢を見据えつつ、市立公民館及び青少年会館を再編し、本市の住民一人一人における社会教育を含むあらゆる学習活動の促進を図り、住民主体のまちづくりを「学び」を通じて促進していくためです。

そもそも公民館って・・・

公民館は、1949年に制定された社会教育法によって位置付けられている社会教育施設です。単に住民のための学習活動の場として設置されたのではなく、様々な事業を実施・展開することで、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。



社会教育への期待

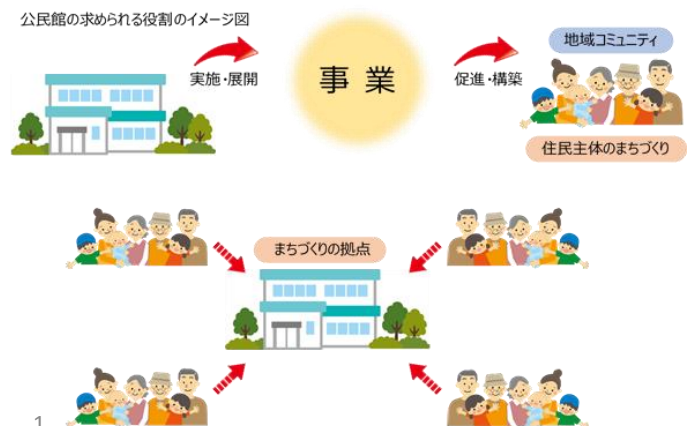
人口減少、高度情報化社会の進展など、社会情勢の著しい変化に伴い、人々の学習形態も大きく変化し多様化しています。また、地縁コミュニティ（町内会・自治会など）への加入率の低下、活動自体の縮小化が進んでおり、地域コミュニティの希薄化や地域が抱える課題の複雑化が懸念されています。

このような社会情勢において、社会教育は、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者との交流を通じて新たな気づきや活動への動機付けが進み、より主体的な活動へとつながっていくという特有の強みを有していることから、希薄化しつつある地域コミュニティを強固なものにしていく役割が期待されています。

公民館に求められる役割

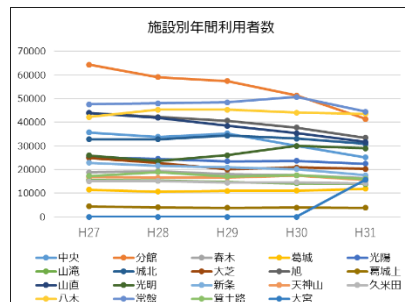
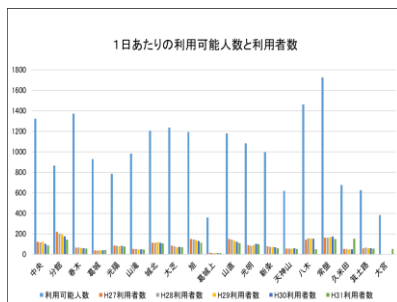
住民が主体的に地域課題を解決するために必要な学習を推進する役割や、学習の成果を課題解決のために実際の活動につなげていくための役割、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割などを強化することが求められています。

また、住民主体のまちづくり、持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組や、行政をはじめとした地域の幅広い情報の発信拠点としても位置付けられるべきであり、地域社会における公民館が求められる役割が高度なものになっています。



利用者数の低下

施設全体では減少傾向
施設の規模が大きいわりに
利用者数が少ない



老朽化

5割以上が築40年を経過
(市民センターを除く)

	築50年以上		築40年～49年		築30年～39年		築30年未満	
	施設名	建築年	施設名	建築年	施設名	建築年	施設名	建築年
公民館・青少年会館	久米田	昭和39年	城北	昭和47年	大宮	昭和57年	山直	平成5年
	光陽	昭和44年	箕土路	昭和47年	葛城	昭和61年	分館	平成6年
	山滝	昭和44年	春木	昭和48年	葛城上	昭和61年	光明	平成10年
			大芝	昭和53年			新条	平成11年
							中央	平成13年
							天神山	平成14年
							旭	平成22年
							八木	平成25年
							常盤	平成25年

財源の不足

現状が続くと保全費用全体の
40%しか賄えない

岸和田市公共施設最適化計画で施設の規模縮減を目標化

令和7年度（今期計画期間）までに、床面積の約3%を削減
令和17年度（次期計画期間）までに、床面積の約30%を削減

指針1

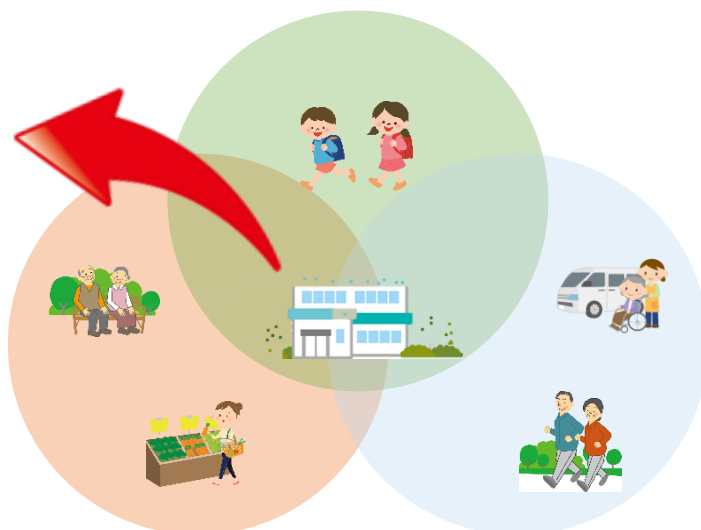
市民の生活圏を踏まえた施設の再編

公民館等が市民の生活から乖離することなく、地域特性を活かした個性豊かなまちづくりを市民が主体的に取り組むうえでの拠点施設として、今後求められる役割をより効果的に発揮するため、施設の再編にあたっては市民の生活圏を念頭に置きつつ、今後の人口規模に応じた施設数や適正規模を検討します。また、再編とともにまちづくりのきっかけづくりとなる事業等を実施し、市民のまちづくりへの参画を促進することで、公民館等から持続性のあるまちづくりを推進していくことができるよう取り組んでいきます。



地域コミュニティ

住民主体のまちづくり

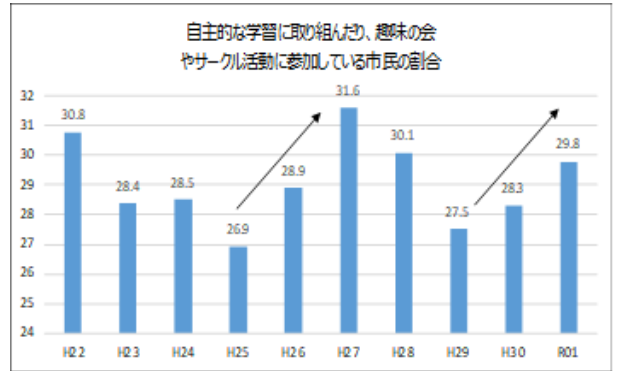
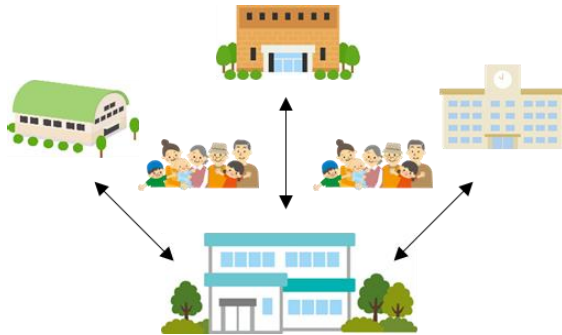


指針2

市民の学習環境の整備と学習機会の提供

市民の多種多様な学習活動への需要に対して、機会や場所を提供し本市の社会教育環境を整備・拡充していくためには、公民館等をより魅力ある施設にしていくとともに、公民館という枠組みに捉われず、学校施設や他の公共施設を活動場所として活用していくことが必要です。

これまで公民館等が担ってきた学習等の活動場所としての機能を、他の公共施設で補完していくことができ、時間や場所を問わず市民が学習活動等を行うことができるような取り組みを進めていきます。



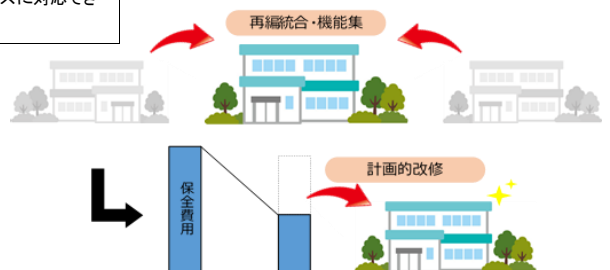
指針3

計画的な施設の保全・改修のための財源確保

現状築40年以上経過する施設を老朽化度が高い施設として集約・建て替えの対象施設とし、施設が更新されることによる機能向上と公共施設の保有量最適化の観点も踏まえて、再編を行うとともに、施設の計画的な保全・改修を図ります。

公民館等の統廃合や他の施設との機能集約による再編を行うことで、施設保有量の適正化と保全費用の縮減を図り「安全で安心な施設」「誰もが使いやすい施設」として維持管理をしていくために必要な財源の確保に努めます。

老朽化への対応
老朽化が進むことにより、外壁・窓などの破損や鉄筋の腐食、雨漏り等が生じ、施設運営を阻害することにならないよう、計画的に改修を行います。
バリアフリー化
誰もが利用しやすい施設となるとよう、多機能トイレの設置や段差の解消等、バリアフリー化を進めます。
利用ニーズへの対応
市民主体のまちづくり活動や学習活動の推進によって高まる施設の利用ニーズに対応できる学習・活動空間となるよう、改修等を進めていきます。



今後の進め方

進捗状況等の見える化

公民館等の利用者を含む市民に対して、再編等の取り組みの進捗状況、進め方、スケジュール等について見える化を図り、丁寧な説明、柔軟な対応をもって進めていきます。

「（仮称）岸和田市立公民館及び青少年会館再編個別計画」の策定・公表

具体的な取り組みを示した「（仮称）岸和田市立公民館及び青少年会館再編個別計画（以下、「個別計画」という。）」を策定し、集約の対象となる施設、集約方法、実施時期等を公表します。

方針等の見直し

本方針に大きく影響を及ぼす施策の変更等があった場合は、必要に応じ本方針（個別計画を含む）を見直します。